

改正案	現行
<p>（特定計量器）</p> <p>第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 質量計のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 自動はかりのうち、<u>目量が十ミリグラム以上であつて、目盛標識の数が百以上のもの</u></p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>三 十八 （略）</p> <p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条第二号ロに掲げるものうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 自動捕捉式はかりのうち、<u>ひょう量が五キログラム以下のもの</u></p> <p>四 十二 （略）</p>	<p>（特定計量器）</p> <p>第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 質量計のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 自動はかり</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>三 十八 （略）</p> <p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条第二号ロに掲げるものうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 自動捕捉式はかり</p> <p>四 十二 （略）</p>

改正案

現行

別表第二（第二条、第三条関係）		別表第二（第二条、第三条関係）	
特 定 計 量 器	一 件 に つ い て の 金 額	特 定 計 量 器	一 件 に つ い て の 金 額
一 （略） 二 質量計 イ（略） ロ 自動はかり (1) (3)（略） (4) 自動捕捉式はかり (i) 自動重量選別機 ひょう量が六百グラム以下 のもの ひょう量が六百グラムを 超えるもの （削る） （削る） （削る） （削る）	（略） （略） （略） 五万六千七百円 六万七百元	一 （略） 二 質量計 イ（略） ロ 自動はかり (1) (3)（略） (4) 自動捕捉式はかり (i) 自動重量選別機 ひょう量が六百グラム以下 のもの ひょう量が五キログラム以 下のもの ひょう量が二十キログラム 以下のもの ひょう量が百キログラム以 下のもの ひょう量が百キログラムを 超えるもの （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る）	（略） （略） （略） 五万六千七百円 六万七百元 六万四千百元 八万六千二百円 八万七千八百円

備考 (略)	三十三 (略)	(ii) (i)に掲げる以外のもの ひょう量が六百グラム以下のもの	四万四千元
		ひょう量が六百グラムを超えるもの	四万八千元
		(削る)	(削る)
		(削る)	(削る)
		(削る)	(削る)
別表第四(第二条、第四条関係)			
特定計量器	一十二 (略)	騒音計 イ 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの ロ 使用最大周波数が八千ヘルツを	一件についての金額
			(略)
		六十八万三千七百元	七十万六千円

備考 (略)	三十三 (略)	(ii) (i)に掲げる以外のもの ひょう量が六百グラム以下のもの	四万四千元
		ひょう量が五キログラム以下のもの	四万八千元
		ひょう量が二十キログラム以下のもの	五万四千四百円
		ひょう量が百キログラム以下のもの	七万三千六百円
		ひょう量が百キログラムを超えるもの	七万五千二百円
別表第四(第二条、第四条関係)			
特定計量器	一十二 (略)	騒音計 イ 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの ロ 使用最大周波数が八千ヘルツを	一件についての金額
			(略)
		四十六万七千二百円	五十二万七千二百円

備考 (略)	十四〜十六 (略)	超えるもの
	(略)	

備考 (略)	十四〜十六 (略)	超えるもの
	(略)	

○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

附則別表				附則別表			
特定計量器（法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。）	新たに使用するものについての制限の開始日	既使用のものについての制限の開始日	検定の開始日	特定計量器（法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。）	新たに使用するものについての制限の開始日	既使用のものについての制限の開始日	検定の開始日
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
一（略）	（略）	（略）	（略）	二（略）	（略）	（略）	（略）
二 自動捕捉式ばかり	令和六年四月一日	令和九年四月一日	平成三十一年四月一日	一 自動捕捉式ばかり	令和四年四月一日	令和七年四月一日	平成三十一年四月一日